

事 務 連 絡

平成23年11月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

独立行政法人福祉医療機構における社会福祉施設等に対する融資について
(平成23年度第三次補正予算における措置)

今回の東日本大震災においては、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであり、被災地域の復旧・復興へ取り組むことは喫緊の課題であります。

そのため、独立行政法人福祉医療機構の融資については、平成23年度第一次補正予算及び第二次補正予算において、被災した社会福祉施設等の災害復旧融資等を実施しているところですが、本日成立した「平成23年度第三次補正予算」においても、被災地復興に向けた社会福祉施設等の整備を支援するための措置等を別紙のとおり盛り込んだところです。

つきましては、関係機関及び社会福祉法人等に対する周知について、特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、貴管内市町村への周知についてよろしくお願いいたします。

また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的にご活用下さい。

なお、「災害拠点病院等の耐震化整備事業に対する融資」、「災害拠点病院等の機能強化に対する融資」についても実施する予定であり、別途衛生主管部あて事務連絡を発出させていただく予定となっております。

(参考)

独立行政法人福祉医療機構ホームページ：<http://hp.wam.go.jp/>

福祉貸付についての融資相談窓口：0120-3438-62（平日9～19時）

東日本大震災における復興・復旧融資の優遇措置について

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日・東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、

- ①官民一体となって震災復興に取り組むため、民間の資金、経営能力等の活用やNPO等の多様な主体が主導する被災地域の復興
 - ②新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう、保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制整備
- を支援するため、福祉医療機構の融資において以下の取組を実施。

1. 東日本大震災の被災地復興に係る融資について優遇

被災地復興のため、市町村等が策定する復興計画を踏まえ被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業等（県または市区町村が発行した意見書により「被災地の復興に資する整備」であることが明記されるもの）に対して貸付利率等を優遇

ア. 対象となる事業

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業

イ. 融資条件等（設置・整備資金）

貸付金の種類	復興のための資金	通常
融資率	100%	50～80%
償還期間 (据置期間)	15～30年以内 (2～3年以内)	
貸付利率	・当初5年間無利子 ・6、7年目は1.20%～1.70% ・8年目以降は通常金利	1.30%～1.80%
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上	

※1 貸付利率は平成23年11月21日現在（固定金利の場合）

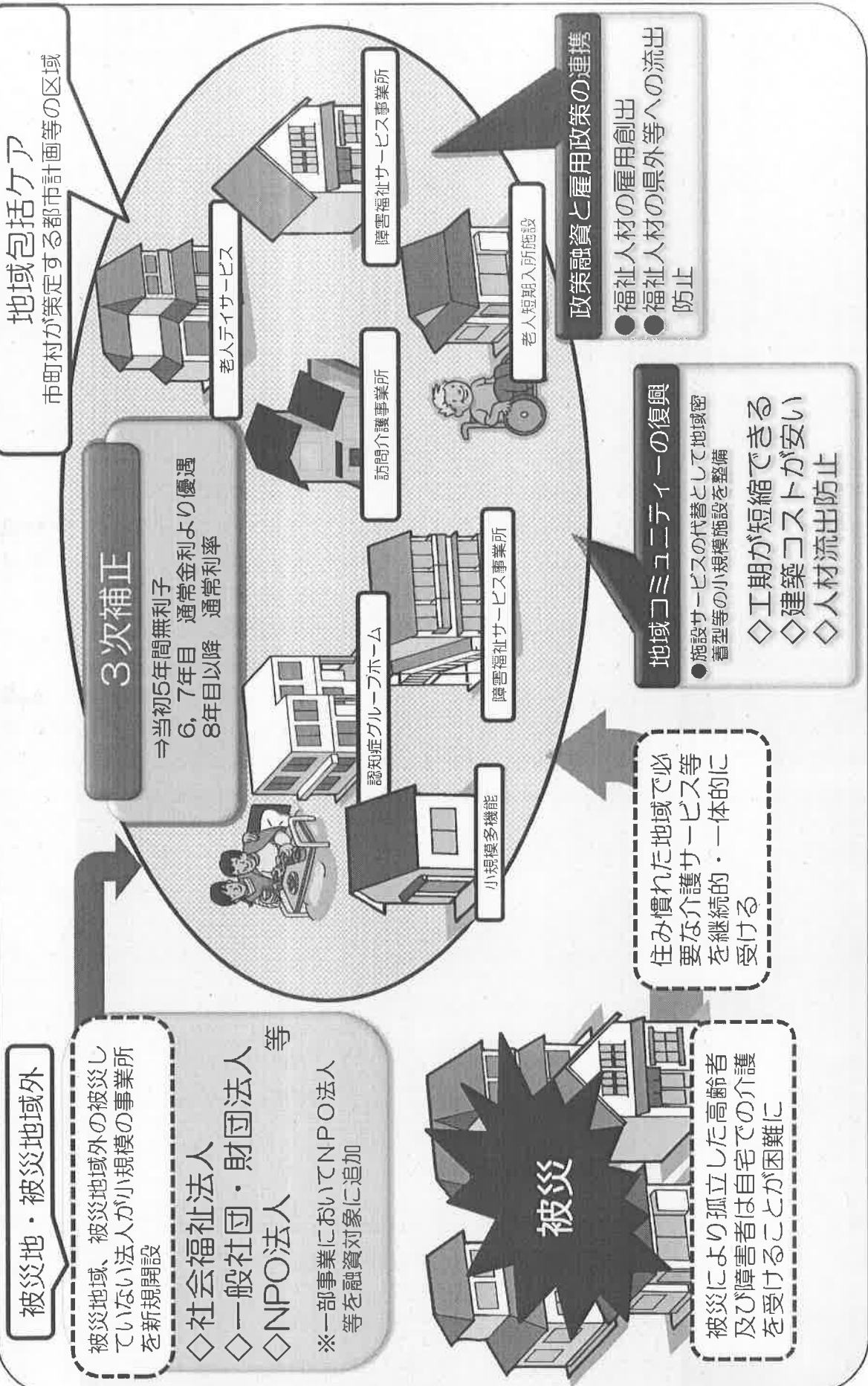
※2 金利は金利情勢に合わせて見直しがあります。

2. 東日本大震災の災害復旧資金についてさらに優遇

被災した法人が、土地が確保困難なため、借地上に仮設建物を建築し、または、施設を賃借し社会福祉事業を行う場合について、無担保枠の上限を現行の1千万円から3千万円に拡充

被災地の復興を支援するため被災地で施設整備等を行う、被災していない法人に対する優遇措置について

○被災地復興のため、市町村等が策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人（被災地以外の法人を含む）が実施する整備事業等について優遇措置を講ずる。



被災地・被災地域外

被災地域、被災地域外の被災していない法人が小規模の事業所を新規開設

- ◇ 社会福祉法人
- ◇ 一般社団・財団法人 等
- ◇ NPO法人

※一部事業においてNPO法人等を融資対象に追加

被災

被災により孤立した高齢者及び障害者は自宅での介護を受けることが困難に

住み慣れた地域で必要な介護サービス等を継続的・一体的に受ける

地域コミュニケーションの復興

- 施設サービスの代替として地域密着型の小規模施設を整備
- ◇ 工期が短縮できる
- ◇ 建築コストが安い
- ◇ 人材流出防止

政策融資と雇用政策の連携

- 福祉人材の雇用創出
- 福祉人材の県外等への流出防止